

「犯罪被害者等給付金支給法」について

大 谷 實

犯罪被害者等給付金支給法という法律は、殺人とか強盗傷人のように、人の生命・身体を害する犯罪によって不慮の死を遂げた者の遺族、あるいは重障害を受けた人に対しまして、国が一定額の救済金―犯罪被害者等給付金―を支給するためのものであります。この法律が実施されたのは、丁度二年前にあたります昭和五十六年一月一日でありまして、現在までに約二〇〇人の方がたが、この法律によって救済されています。そして、出発時には最高額が約九〇〇万円でありましたが、現在は一〇〇〇万円に引き上げられました。

このようにして、たとえば通り魔犯人によって生命を落としたり、強盗犯人に重傷を負わされ再起不能の障害を受けた場合、遺族や負傷者は、一定額の補償を受けることができるようになったのですから、これらの人たちにとりまして、この法律が一つの大きな福音となったことは疑いありません。そして、この法律に最も深くかわつてきた者の一人として、私自身にとりましても新法の成立は

感慨ひとしおのものがあります。

私が犯罪被害者救済制度の創設に取り組むきっかけとなりましたのは、そもそもは刑法改正問題であります。ご承知のように、政府は昭和三〇年代に入ってから刑法改正事業に取り組み、昭和四九年には改正刑法草案を発表するのですが、立案の過程で現在の刑法よりも全体として刑を重くすること、それと精神障害犯罪者に対する保安処分を創設すること、この二つの方針を確認しました。市民の安全を犯罪者から守るという理由からであります。たしかに個人主義の原理が定着するにつれて、市民は、自らの生命、身体、自由、財産の安全を確保するように国に対して要求することが多くなってきました。したがって、政府が、市民的な安全の要求に答えようとすることは、必ずしも不当であるとはいえないのです。けれども、犯罪者を重く罰すれば犯罪が減少して、市民の安全が、より強化されるというものでもありません。また、精神障害が原因で犯罪

にでた人は、病気が完治するまで拘禁しておくという保安処分の制度は、不幸にして精神障害に陥った人を社会から抹殺してしまうことになるばかりか、あまりにも安上がりの犯罪防止策ではないだろうか。

私は、このような考え方にもとづいて、現代における刑事政策のあり方を追求してきたのですが、市民的安全の要求に刑法が答えることには限度があるのではないかと、とくに、これを重視しすぎると刑法が不当に市民生活に介入せざるをえなくなりまして、かえって市民生活の安全を脅かすことになるのではないかと考えた次第です。したがって、安全の要求に答えるためには、犯罪の撲滅という発想を変えて、犯罪被害者を国が救済することこそ肝要であると思ったのです。そして、日本の刑法学者が学んだドイツ刑法学におきましては、このような考え方は乏しかったのですが、イギリスには、ベンサム以来この思想の伝統があり、すでにイギリスを初め、英米法系の諸国では、この救済制度を実施していたところから、私は、それまで一〇年間つづけてきたドイツ刑法学から離れて、昭和四五年から四六年にかけてイギリスに留学し、イギリス刑法や犯罪被害者救済制度の研究をしたのです。

帰国後、いち早く法律雑誌に犯罪被害者救済の必要性を訴える論文を発表するとともに、犯罪被害によって死亡した遺族の実態調査、重障害を受けた人たちとの対話を重ね、あるいは「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」と提携し、市民運動をも指導して立法のはたらかかけをしました。他方、わが国のように官僚組織が整備されている国においては、市民運動といったもので法律をつくるという

ことは、現実には不可能でありますから、刑法や犯罪防止策はいかにあるべきかといった理論武装にも、日夜取り組む必要があります。丁度、法学部長の要職にあったときでしたが、学部の仕事のあい間をぬって、著作に、あるいは立法運動に没頭した毎日、私にとってまことに充実したものでした。

しかし、世間の注目を集めた割りに、立法化の歩みは遅々としたものであり、国会に上程されたのは昭和五年になってからですから、制度の必要性を訴え始めてから八年の歳月が費やされたことになりました。その意味で、立法化の道程は、ずい分と長かったようにも思います。

では、どうしてこんなに多くの歳月が必要だったのでしょうか。今振り返ってみますと、この制度の実現のためには、四つの克服しなければならぬ困難な問題があったのです。

その一つは、いうまでもなく財源の問題でした。この制度の出発点は、一方的に犯罪による被害を受けていながら、犯人からはもちろん、国や地方自治体からも全く無視されているのは気の毒ではないか、という同情心にあります。しかし、犯罪被害者が気の毒な立場に置かれているということが感じられたのは、とくに次の点、すなわち社会的な原因で人身上の被害を受けた人に対しては、いろいろな補償制度がありますのに、犯罪によって不慮の被害を受けても、何の救済も受けられないのは不均衡であるということからでありました。自動車損害賠償責任保険制度や労災補償制度、さらに公害健康被害補償制度など多くの補償制度が設けられているのに、どうして犯罪被害者だけが泣き寝入りしなければならないのだろうかとい

不均衡感が、この制度の出発にあることは明らかであります。そして、この不均衡を是正しないで放置しておけば、市民の間に敵罰主義が横行し、法秩序に対しての不信感がはびこってしまうのですから、犯罪被害者は国が責任をもって救済する必要があります。これが、私共がたどりついた制度を必要とする根拠であります。この理屈は、かなり説得力があったのですが、問題は、その財源をどうして国の一般会計から支出しなければならないかにありました。と申しますのは、ご承知のように、自賠責保険などの各種補償制度におきましては、いずれの場合も基金は国民の税金からではなくに、自動車保有者とか、工場の事業主といった加害者になりうるような人とか法人―潜在的加害者―が拠出しておりまして、国の一般会計からは基金は出ていないからです。そこで、犯罪被害者の場合には年間一〇〇億円以上もある罰金から拠出すべきであるとの意見もありましたが、罰金もすでに支出が決められているものですから、結局は、税金から支出するのと同じことになるのです。そこで、様々な根拠が考案されたのですが、自由社会では、個人の自由権を保障しなければならないのですから、犯罪を完全に撲滅するということは当然に不可能であり、そうである以上は、犯罪被害は、いつ、誰のところに降りかかるか分からない。したがって、その被害を現実の被害者にだけ負担させるのは不公平でありまして、犯罪による被害を国民の皆が全体として引き受けるべきではないか、ということが最後のよりどころとなりました。

そうはいっても、低経済成長の時代に入って国が赤字財政に苦しんでいるとき、出費を前提とする制度が敬遠されるのは無論です。

そこで、当初は、加療一カ月程度の傷害も補償するはずでしたが、とりあえず死亡の場合と、これと同程度とみられる重障害に限定し、死亡について最高約七〇〇万円、重障害につき約九〇〇万円の救済金で出発したのでした。この補償の範囲や限度額に不満をいう人もいますが、しかし補償天国とならないためには、本当に救済を必要とする犯罪被害に限定することこそ望ましいのでして、イギリスのように救済の範囲を広げすぎて財源難に苦しむよりは、日本の制度は、はるかにすぐれた制度だと自負しています。

第二の問題としては、人権を守ろうとする人たちの間に、一種の危惧があったことをあげることが出来ます。戦後の刑事司法制度は一大変革をとげたといわれるのですが、それは、戦前および戦時中の人権無視の刑事司法を反省して、被疑者、被告人、犯罪者の人権保障を拡充することに最大の関心が払われたということです。そして、実務家のみならず研究者の多くは、このような犯人サイドの人権確立に大きな努力を払ってきたのでした。こうした状況のもとで犯罪被害者に光をあてることは、折角定着しつつある人権尊重に立つ刑事司法を変えてしまうことになる懸念されたのです。被害者の悲惨な実態を浮きぼりにすれば、憎き犯人は草の根をわけても捕えろ、そして厳罰に処すべきだということになりかねないからです。

この懸念には一理あるのです。現に、改正刑法草案が刑罰を重くしようとしたのも、被害者が気の毒であり、その人たちの応報感情を満足させてやるべきだということが、大きな理由でした。そこで、この種の消極論に対しては十分な配慮が必要と考えられたので

すが、しかし、先にも述べましたように、昭和三〇年代以後、経済状態が安定し、ある程度ゆとりのある生活が営めるようになった条件のもとでは、一般市民にとって「いのちと暮し」が価値の根源となっているのでありまして、犯罪被害者を無視した刑事司法こそ幻想ではないか。大切なことは、犯人サイドの人権と被害者サイドの人権の調和にあるというべきなのです。

第三の問題は、もつと技術的な問題です。犯罪は、多くの場合被害者と加害者との相関関係から生まれてくることは容易に想像できるのでありまして、全く一方的に被害を受けるというのは稀(まれ)です。被害者に落ち度があったり、はなはだしい場合には被害者が挑発したために犯罪を誘発するという例も少なくはないのです。このような被害者の方に責任がある場合にも、通り魔による被害者と同じように救済すべきだということは、何よりも社会正義が許しません。他方、若い女性が刺激的に過ぎる服装で歩いていたために強姦魔に襲われて殺されたようなときに、その女性の側に多少の落ち度があるからといって、全く救済されないというのも不当であります。そこで、これをどのように取り扱うかということが検討されたのですが、結局、被害者が犯罪を誘発したとき、あるいは、被害者にも責任があるときは、社会通念に照らして、給付金の額を下げるか、全く支給しないものとして解決したのでした。

しかし、立法するにあたって最もむずかかった問題は、法律が実施される以前に被害に会った人たち、又はその遺族を救済すべきかどうかということでした。とくに、制度創設のために運動をしてきた「犯罪被害補償制度を促進する会」の会員たちが、新しい制度

の恩恵に俗しえないとすれば、これらの人たちが何のために頑張ってきたのか分からなくなってしまうです。かといって、過去に遡って適用しようとするれば、ただでさえ財政困難という理由から制度創設が危ぶまれていたのですから、到底認められるはずありません。そして、法律論からしても、過去に遡るべき決定的根拠は見出せませんでした。法案を準備した警察庁の関係者は、この点をぜひ分深刻に考えて苦慮されていましたが、私は、先の「促進する会」の顧問をしていただけに、さらに悩みは深刻でした。のみならず、ある政党が一五年前の被害者にまで遡るべきであるというような主張をされたこともあって、私は、多くの被害者から、きびしく指弾されたものでした。しかし、会員からすれば怒りを覚えるのは当然のことでもあります。私は、法律家として、このような遡及適用を会員の方がたに約束するはずありませんが、しかし一半の責任があり、あれこれ考えた末に思いついた案が、被害者の遺児などに対する奨学金制度であり、これが財団法人犯罪被害救援基金として結実したのです。そして、制度の創設前後を問わず月額一万五〇〇〇円程度の救援金を大学生以下の子弟に与えるようになりました。

ともあれ、全く新しい考え方に立った犯罪被害者等給付金支給法は動き出し、多くの人たちは、この制度によって現実には救われています。そして、この制度がつくられたことによって犯人サイドの人権が危くなっているとも思われません。こうしてみてまいりますと、制度の創設は、私にとってずい分と長い道のりでありましたが、同時に、立法化のための苦労が実を結んだという充実感にひたれるようにも思う次第です。

(大学法学部教授)

ゴールドラッシュの周辺

— 金への執着はほどほどに —

杉 江 雅 彦

私の学生時代は、まだハリウッドの全盛期で、数々のアメリカ映画が輸入され、私もしょっちゅう、ハシゴ酒ならぬハシゴ映画をして回った経験がある。そんな映画の中のひとつに「悪の花園」というのがあった。ゲリー・クーパーとリチャード・ワイドマークが扮する西部の食いつめ男二人に、美女スーザン・ヘイワードをからませ、金をめぐるって、色と欲とのストーリーが進行する西部劇の一種だったが、その映画のラストシーンで、生き残ったクーパーが、山上から広大な砂漠を見下ろしながら独白する台詞が、どういうわけかいまでも記憶に残っている。クーパーは、こんなふうにつぶやくのだ。

「もし、この地球が金でできていたなら、人間はたった一握りの泥のために命を落とすことだらう」

まことに、金は命をかけてでも争奪すべきものとして、大昔から

格好の対象とされてきた。とくに欧米人たちが金を渴仰することは、私たち日本人の想像をはるかに超えており、それは一種の信仰にさえ似ている。個人レベルではもちろんのこと、ヨーロッパの国々には、政府や中央銀行でさえも、第二次大戦後のIMF体制のもとで、ドルを米国に売っては金に換えるという、合法的手段で金獲得に熱中してきた。ところが一九七一年八月、米国が保有する金の急激な減少に肝をつぶしたニクソン米大統領は、金とドルの兌換を一方的に停止してしまった。有名な「ニクソン・ショック」がこれだが、とにかくそれ以来、金はもっぱら民間の需要対象として、しかも公定相場は無いに等しい状態になってしまったから、金価格も糸が切れた風のように空高く上がってしまい、こんにちにおよんでいる。

ところで、欧米人にくらべて、比較的金には恬淡であった私たち

日本人が、最近になって、目の色をかねて金にとびつくようになったのはどういう理由にもとずくのだろうか。宝石商の店頭に、金貨を買うためにOLたちが長い列をつくった、などというニュースを聞くと、日本人の金愛好もたいしたものだとびっくりしてしまふ。

ところで、民間の金需要を目的別に大ざっぱに分類すると、①工業用、②宝飾品用、③投資用というようにわけることができるが、たとえば歯医者で金歯を入れるといった金需要は工業用に入るから、こうした分類も便宜的なものにすぎない。これを金価格との関係でみると、工業用は価格変動に左右されることなく、安定した需要量を持つているのに対して、金価格が安定しているとき、あるいは金価格が下がったあとなどは宝飾品用の需要が伸び、反対に価格が上がると、こんどは投資用需要がふえるという傾向があるようだ。

さて、私たちが金を欲しがるのは、ほとんどの場合、宝飾品として、あるいは投資目的であることはいうまでもない。もっとも、私自身のことというなら、昨年春にある裁判で証言をしたところ、私の証言が効いたのか、勝訴になった人から、お礼だといって金のカフス釦を頂いた。よくみると、それは純金のバーをカフス釦に加工したもので、表面にはスイス信用銀行が保証した999・9という刻印があるから、たんにカフス釦としての効用だけではなく、金の値段が上がれば、これを売って儲けることもできるという意味で、装飾と投資とを兼ねている。これをつけていると、安心して酒場に行くことができるし、まことにリッチなカフス釦をもらったものだ。

それはともかく、日本人が金のバーや金貨をさかんに買い出した

のは、せいぜい、ここ二、三年のことである。急に金需要がふえた理由として考えられるのは、第一に、一昨年（昭和五十六年）十二月の外為法改正で、金の輸入が完全に自由化されたことである。第二には、不公平課税を是正する目的でつくられたグリーンカード法が施行されると（昭和五十九年一月から施行される予定であったが、主として自民党の強い反対で延期もしくは廃止が必至の雲行きである）、個人の財産がすべて白日のもとにさらされる懸念があるというので、これを嫌って金などの実物資産に乗り換える動きがでてきたためである。

たとえば、金地金だけの動きをみても、わが国の金輸入は、昭和五十五年にはわずか三一・八トンにすぎなかったものが、翌五十六年には一挙に一六七・三トンにハネあがり、さらに五十七年も十月までの実績で一三七・五トンに達している。世界中の金の供給量は、五十五年に九四六トン、五十六年が九六二トンであるから、一昨年のごときは、総供給量の二〇パーセント近くを、日本一国で買い込んだ計算になる。まさにゴールドラッシュのはじまりである。

宝飾品用と投資用（あるいは退職用）とを兼ね備えた金の形態は、さきにも述べた金のバート外国金貨であろう。OLたちが列をつくってまで買いあさったというのは、おそらく小粒の金貨ではなかったかと想像されるが、現在、わが国で市販されている外国金貨は、クルーガーランド（南アフリカ共和国、純度九一・六七パーセント）、ゴールドバンド（中国、同九九・九パーセント）、それにメープルリーフ（カナダ、同九九・九パーセント）の三種類である。いずれも、毎日の金地金価格をプレミアムを加えた値段で売られて

おり、世界中でも換金できるといふメリットがある。今後は、こうした形での金需要が、次第にわが国にも浸透していくように思われる。

わが国のゴールドラッシュは、たんに金地金や金貨のブームを呼んだにとどまらず、とうとう、金の売買取引を専門に行う金取引所を誕生させるところまで、一気にボルテージが上がってしまった。

昭和五十七年三月、東京金取引所が世界で十一番目の金取引所として名乗りをあげたからだ。この取引所では、たんに金の現物を売買するだけでなく、先物で金を売買する先物市場が開設されている。金にかぎらず、先物取引というのは、現在時点で商品の売り渡しも買い取りもせず、何カ月か先に決済することを契約するだけの取引であるから、いきおい投機に流れやすいという短所を持つ反面、商品の保有者にとっては、価格下落危険を回避できるという経済的機能がある。金の先物市場がわが国にも開設されたことで、金に対する需要は、たんに金そのものとどまらず、価格の変動を見越して儲けようとする投機として、あるいは、金の所有者が金価格の下落によるリスクを回避するためのヘッジ手段としても、徐々に広がりを見せていくであろう。

ところで私自身は、実はこれほどはやく日本にも金取引所ができるようとは想像していなかった。ところが、わが国に金の取引所が無いのを逆に利用して、経済知識に乏しい婦人や老人を巧みに勧誘し、香港などの外国金市場で取引したり、甚だしきは、実際にありもしない金市場で売買すると客を騙して損をさせる、悪徳業者が急増しはじめた。その結果、トラブルや被害が続出して社会問題化し

たために、主として自民党国会議員が中心となって、金取引所開設の気運が急速におこり、それまでは新規の商品取引所開設には慎重であった通産省も、こうした動きに対応して、金取引所の設立に踏み切ったものである。

金取引所が誕生し、先物取引を利用して金の売買取引ができるようになったことが、国民の金に対する関心を広げる役割を担っていることはたしかである。しかし、現在のところは、一般投資家の先物取引参加は十分とはいえないし、また、金の先物取引を正しく理解している人が、果たしてどれくらいいるであろうか。その意味では、金取引所をはじめとして関係業界は、もっと金の先物取引についての正確なPR活動を行うなど、地道な努力を積み重ねる必要があるといえそうだ。私自身の感想をいえば、金取引所の設立は拙速にすぎたと思っている。

最後に、金の価格はどのようにして決まるのか、という点について一言しておこう。いうまでもなく、金価格も一般商品と同様に、需要と供給の力関係によって決まる。金供給の最大手は南アフリカ共和国であるが、この国の毎年の供給量はほぼ安定しているのに対して、需要の方は価格との関係で、毎年の変動がかなり激しい。その価格にとって大きな攪乱要因になっているのが、ソビエトによる売却である。ソビエトはこのところ、慢性的に食糧不足に悩まされており、外国からの食糧輸入に必要なドルを確保するという目的もあって、西側の金市場へ金を売却している。これが金の供給量の予想を狂わせる張本人だが、このソビエトの金売却を事前に適確に掴めないので悩みの種で、いわばソ連による金売却量如何が金価格の

大勢を決め、その結果、金の需要量が変化してさらに金価格が変動する、というパターンが毎年のようにくりかえされてきた。

世界の金価格をリードしているロンドン金市場の年平均価格の推移をみると、昭和十五年が六一・三八ドル、十六年が四五九・八五ドル、さらに五十七年には三九六・五〇ドル（但し十一月まで

の平均）となっており、平均値でみてもかなり大きく変動していることがわかる。したがって、私たち——すくなくとも私のような素人には、ほとんど将来の金価格を当てることなどできっこない、と割り切って、せいぜい装飾品のつもりで、小粒の金貨でも買うのが安全というものだろう。

（大学商学部教授）

扉の書

新島八重子の和歌

明日の夜は何国の誰かながむらむ
なれし御城に残す月かげ

八重子

書体、歌調ともに雄勁で、男性的な印象をうける。お人柄のあらわれであろう。

「何国」は「いづく」か「いずこ」と訓むのだと思う。八重子は生前、この和歌は会津城開城のとき、痛憤に耐えず城内の壁に書き残したものだと言っていたという（山室軍平「新島八重子刀自」）。揮毫したのは晩年であろう。

彼女が和歌の指導をうけた事実を確認しうるのは、新島襄の永眠以後で、師匠は同志社邦語神学科出身の歌人池袋清風である（本

誌第七十一号の拙稿参照）。とはいっても、清風が自作と門人の作品を選んで編んだ『浅瀬の波』初編（明治二十一年六月刊）には八重子の名はなく、明治二十七年四月に刊行された『浅瀬の波』第二編に個別社員（清風の結社「案山子の舎」には属さず、個別に指導をうけた門人）として名が記され、作品二首が選ばれているのである。八重子は、清風が属した桂園派の繊細風雅な情趣よりはむしろ、心情を大胆率直に吐露する人であった。それ以後も、和歌に特別精進した形跡はみられない。人に請われて旧作を揮毫する程度だったのではないかと察せられる。私がかぎりでは、現在、彼女の作品として明らかなのは十首を出ない。その中の一首を左に掲げておく。

大磯の岩に砕くる波の音

枕にひびく夜半ぞ悲しき

（河野仁昭）